

議第54号

京都市火災予防条例及び京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例及び京都市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市火災予防条例及び京都市建築基準条例の一部を改正する条例

(京都市火災予防条例の一部改正)

第1条 京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第52条の2第2項各号列記以外の部分中「第112条第9項」を「第112条第11項」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第2条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第26条中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第43条の3を次のように改める。

(避難安全性能を有する建築物等の適用の除外)

第43条の3 令第128条の6第1項の規定により区画避難安全検証法に基づき区画避難安全性能を有することが確認された区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分については、第33条(第36条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 令第129条第1項の規定により階避難安全検証法に基づき階避難安全性能を有することが確認された階又は国土交通大臣の認定を受けた階については、第11条第2項、第18条(第3号を除く。)、第19条(第2号及

び第3号を除く。), 第20条(第3号を除く。), 第21条(第1号及び第3号を除く。), 第33条(第36条において準用する場合を含む。)並びに第35条第3項及び第4項の規定は, 適用しない。

- 3 令第129条の2第1項の規定により全館避難安全検証法に基づき全館避難安全性能を有することが確認された建築物又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については, 第11条第2項, 第18条(第3号を除く。), 第19条(第2号及び第3号を除く。), 第20条(第3号を除く。), 第21条, 第22条第1項, 第23条, 第24条第2項, 第33条(第36条において準用する場合を含む。)並びに第35条第3項及び第4項の規定は, 適用しない。

#### 附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

#### 提案理由

建築基準法施行令に規定する区画避難安全性能を有することが確認された区画部分等について, 排煙設備の設置に係る規定の適用を除外する等の必要があるので提案する。